

# 給与規程

特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会  
八ヶ岳山麓食のまちづくり・ラボ

2020年11月01日制定

2021年05月01日改定

2023年04月01日改定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動こどもの未来をかんがえる会（以下「未来をかんがえる会」という。）及び八ヶ岳山麓食のまちづくり・ラボ（以下「まちづくり・ラボ」という。）の事業に従事する職員に支給する給与及びその支給方法について定める。

### (給与の種類)

第2条 この規程において給与の種類は給料とする。

### (給与の締切日及び支給日)

第3条 給与は月の初日から起算し末日をもって締め切る。

2 給与の支給日は、毎月20日以降、25日（その日が休日の場合はその前日）までとする。

3 給与の支給を受ける者が、死亡または退職したときは、前項の規定にかかわらず、その都度支給する。

## 第2章 本給

### (本給表・初任給等)

第4条 職員に適用する本給表は、別表のとおりとする。

### (諸手当)

第3章 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

(1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合

基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数×1.25

(2) 深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務した場合

基準賃金×深夜に勤務した時間数×0.25

(3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25

(4) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35

(手当支給方法)

第5条 手当はその申請が受理された日の属する月の翌月から（これらの日が月の初日であるときはその月）支給する。

#### 第4章 旅費

(旅費)

第6条 職員が業務のため出張する場合は旅費規程のとおり支給する。

附則

この規程は、未来をかんがえる会については令和2年11月1日より、また当ラボ令和3年5月1日から施行する。令和3年5月1日から7月31日までは、別表2の通りとする。（令和2年11月1日未来をかんがえる会理事会決議及び令和3年5月1日当ラボ運営委員会 決議）

<別表>

全体企画・運営	1時間あたり	1,000円
企画運営補助	1時間あたり	1,000円
交流の場 全体企画・運営	1時間あたり	1,000円
活躍の場 全体企画・運営	1時間あたり	1,000円
創造の場 全体企画・運営	1時間あたり	1,000円
こども・若者の居場所企画・全体コーディネート・リユース等業務	1時間あたり	1,000円
こども・若者の居場所スタッフ・学習ボランティア	1時間あたり	1,000円
創造の場 アートセラピーワークショップ業務	1回あたり	12,000円
ユースセンター企画・運営業務	1時間あたり	1,000円
町見守り弁当製造・配達	1時間あたり	923円
経理業務	1時間あたり	1,000円

事務局業務	1時間あたり	1,000円
-------	--------	--------

<別表2>2021年5月～7月

全体企画・運営（コンソーシアム）	1時間あたり	1,500円
企画運営補助（コンソーシアム）	1時間あたり	1,500円
交流の場 全体企画・運営（コンソーシアム）	1時間あたり	1,500円
活躍の場 全体企画・運営（コンソーシアム）	1時間あたり	1,500円
創造の場 全体企画・運営（コンソーシアム）	1時間あたり	1,000円
こどもの居場所企画・全体コーディネート・リユース等業務	1時間あたり	1,000円
町見守り弁当製造・配達	1時間あたり	880円
経理業務（コンソーシアム）	1時間あたり	1,500円
事務局業務（コンソーシアム）	1時間あたり	1,500円